

○利尻町総合計画策定条例

平成30年3月9日条例第2号

利尻町総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画を策定するについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町政の最高理念であり、町の将来像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 実施計画 町政の具体的な計画であり、基本目標を踏まえた施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画の位置づけ)

第3条 総合計画は、町政における最上位の計画であり、町が進める政策等は総合計画に根拠を置くものとする。

(総合計画の名称)

第4条 総合計画の名称は、町長が別に定める総合計画の策定方針等において決定する。ただし、町長の附属機関等に対する諮問又は委任により決定する事ができるものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第5条 町長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、利尻町総合計画審議会条例(平成30年条例第3号)第1条に規定する利尻町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定し、若しくは変更するとき、又は廃止するときは、議会の議決を経るものとする。

(実施計画の策定)

第7条 町長は、基本構想に基づき、実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第8条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第9条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。